平成２２年（フ）第８９８号
さいたま市桜区中島１丁目27番１―303号
債務者　大原　智子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２０号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目801番地２
あぶらやコーポ204
債務者　鏡　　国弘
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
新潟県小千谷市上ノ山４丁目２番18号
債務者　木島　洋子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
新潟県十日町市山野田310番地１
債務者　太田　惠子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
新潟県長岡市曲新町１丁目12番13号
債務者　津軽　和代
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
愛知県豊田市青木町１丁目52番地７
債務者　鈴木加央里
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
愛知県岡崎市赤渋町字蔵西31番地５
債務者　野村さおり
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市中庄28番地34
債務者　荒木　順子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市笹沖1221―３　敷島第二ビル402号、住民票上の住所岡山県倉敷市笹沖313番地２
債務者　木脇　博隆
１　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
岩手県宮古市緑ヶ丘３番16号
債務者　中別府久子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３４号
岩手県下閉伊郡岩泉町鼠入字下鼠入35番地
債務者　佐々木公二
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第８９０号
名古屋市名東区高針１丁目709番地　ボンエトワール702号
破産者　磯部　　環
１　主文　当裁判所が平成22年６月８日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市東区代官町25番13号　メイボーマンション４Ｃ号」とあるのを「名古屋市名東区高針１丁目709番地　ボンエトワール702号」と更正する。
２　決定年月日　平成22年６月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第１１０６号
静岡市葵区瀬名３丁目41番11号　アルテールマトバＢ―102、旧住所静岡市清水区楠109番地の７
破産者　竹澤　節子
１　決定年月日　平成22年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２２７号
長野市大字西長野４番地１　ローヤルシティ長野信大前503、開始決定時の住所長野市大字南長野西後町1561番地２　アーバンタワー西後町501
破産者　大澤　利章
１　決定年月日　平成22年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４３号
埼玉県和光市南１丁目27番76号
破産者　株式会社タイムリー
１　決定年月日　平成22年６月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２６号
名古屋市北区西味鋺２丁目515番地
破産者　株式会社北村建設
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０８号
名古屋市南区呼続１丁目11番17号
破産者　有限会社東洋ガスエンジニアリング
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部